

令和 5 年度

事業計画書

社会福祉
法 人 **十和田市社会福祉協議会**

目 次

事業計画	1
基本方針	1
重点項目	1
事業の概要	2
1 環境づくりの推進	2
(1) ふれあい相談所事業	2
(2) 広報・啓発事業	2
(3) 生活福祉資金貸付事業	2
(4) たすけあい資金貸付事業	2
(5) 日常生活用具貸出・リユース事業	2
(6) 福祉安心電話サービス事業	3
(7) 日常生活自立支援事業	3
(8) 成年後見事業	3
(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業	3
(10) フードバンク・サポート事業	3
(11) 十和田市意思疎通支援者派遣事業	3
(12) 障がい者生活情報誌発行事業	3
2 地域づくりの推進	4
(1) 夏休み寺子屋事業	4
(2) 高齢者健康体力維持支援事業	4
(3) ふれあい・いきいきサロン事業	4
(4) 元気世代ネットワーク構成員の集い事業	4
(5) 地域福祉ほのぼのの交流事業	4
(6) ゆめ色フェスティバル事業	4
(7) 手話を学ぶ機会の提供事業	4
(8) 十和田市社会福祉大会事業	5
(9) 十和田市生活支援体制整備事業	5
(10) 発達障がい理解の事業	5
(11) 子育て支援リユース事業 " みんなのクローゼット "	5
※ 仮) 親子ふれあい縁日事業	5
3 人づくりの推進	5
(1) 福祉教育推進事業	5
(2) ほんわかハート展事業	5
(3) 中学生ボランティアスクール事業	5

(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業	6
(5) お話しボランティア派遣事業	6
(6) ボランティア・市民活動事業	6
(7) 十和田市介護支援ボランティア事業	6
4 協力・連携・協働の強化	6
(1) 関係行政との連携協働	7
(2) 地域包括支援センターとの連携協働	7
(3) 十和田市民生委員児童委員協議会との連携協働	7
(4) 十和田市町内会連合会との連携協働	7
(5) 十和田市老人クラブ連合会との連携協働	7
(6) 十和田地区更生保護女性会との連携協働	7
(7) 十和田市連合婦人会との連携協働	7
(8) 十和田市手をつなぐ育成会との連携協働	8
(9) 十和田市内社会福祉法人との連携協働	8
5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護	8
6 歳末たすけあい運動	8
7 組織基盤の強化	8
(1) 事務執行における内部けん制体制	8
(2) 多様な参画による会員組織	8
(3) 役員体制の強化	9
(4) 機能的・効果的な事務局組織	9
(5) 安定的・持続的な財源確保	9
(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化	9
(7) 地域福祉活動計画の進行管理	9
(8) 経費の縮減と事務処理の効率化	9
(9) 事業評価の実施	9

事業計画

〔基本方針〕

令和5年度は、3つの基本目標「環境づくり」「地域づくり」「人づくり」のもと、これまでコロナ禍によりもたらされた「ふれあい（対面するコミュニケーション）」の弱まりの回復に向け、集合参加型支援事業や訪問型支援事業を安全に配慮し再開します。

実施する全31事業をとおり、本市の地域福祉の課題改善を図るとともに、高齢者・障害者・児童福祉の更なる充実を推進します。

絶やしてはならない、人と人、人と地域のつながり、誰かとつながっていること、誰かを支えたり支えられたりしていることの大切さ、喜びを維持するよう各種事業を展開します。

〔重点項目〕

1 誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくり

(1)高齢者福祉分野

①「日常生活用具リユース事業」

各種の日常生活用具を不要となった方から必要としている方へ、活用していただけるようリユースのサイクルを構築します。

(2)障害者福祉分野

①「障がい者福祉サービス及び生活支援情報誌発行事業」

市内の福祉サービス情報を含め生活支援情報を提供する情報誌「カラフル」を発行（ホームページ閲覧可能）します。

2 共に支え合う地域づくり

(1)高齢者福祉分野

①「元気世代ネットワーク構成員の集い（集合参加型支援事業）」

介護予防層を対象に一堂に会するふれあい交流・研修会を実施します。

(2)障害者福祉分野

①「ゆめ色フェスティバル事業（集合参加型支援事業）」

障がいある方々の社会参加の機会づくりとなるよう、一堂に会するふれあい交流会を実施します。

②「発達障がい理解の事業」

市内小学校へ出向き、発達障がい理解のための疑似体験や講話を実施します。

(3)児童福祉分野

①「夏休み寺子屋事業（集合参加型支援事業）」

地域ボランティアが児童の夏休みの期間に、遊び・学び・伝えの場となる寺子屋を実施します。

②「子育て支援リユース事業 " みんなのクローゼット " 」

子どもの衣類や学用品を不要となった方から必要としている方へ、活用していただけるようリユースのサイクルを構築します。

3 地域で福祉を支える人づくり

・「福祉人材育成・活用事業」の強化

実施する事業が、ボランティア活動の場、体験の場となるよう参加可能な範囲で市民へボランティア参加を呼びかけ、福祉人材育成の機会とします。

事業の概要

1 環境づくりの推進

誰もが安心して福祉サービスを利用できる環境づくりを目指します。

総合的な福祉サービスの提供体制を整備し、人にやさしい環境づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) ふれあい相談所事業

地域住民の日常生活上のあらゆる相談（来所・電話・メール）に応じ、助言や適切な相談機関へ橋渡しを行い、心配ごとの改善・解決により福祉増進を図るよう「ふれあい相談所」を開設します。

(2) 広報・啓発事業

住民、関係機関、団体・施設等に対し、地域福祉推進の意識を啓発するため社会福祉に関する情報提供、本会事業の紹介・説明を行います。

- ① 広報紙「社協だより」の発行（年3回 7月・10月・3月）
- ② ホームページ・フェイスブックによる情報提供
- ③ 地域福祉の重要性 PR 活動、開催行事を含めボランティア活動募集など

(3) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者・高齢者及び離職者を対象に資金の貸付により、世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促し、生活の安定を図ります。民生委員・児童委員及び関係行政機関等の協力を得ながら、次の事業に取り組みます。

- ① 貸付調査委員会の開催と制度の適正・公正な運用
- ② 償還金口座振替の促進と償還促進運動による長期滞納世帯への対応
- ③ 民生委員児童委員協議会との協力体制の確認
- ④ 生活困窮者自立相談支援窓口との連携強化
- ⑤ 緊急小口資金・総合支援資金への対応強化

(4) たすけあい資金貸付事業

不時の出費等によって、一時的に生活費が不足した低所得世帯を対象に、最低生活維持のための応急援護資金を貸付し、当面の法外援護を図ります。

- ① 事業運営委員会の開催
- ② 償還促進運動と長期滞納世帯への対応

(5) 日常生活用具貸出・リユース事業

- ① 在宅介護支援となる車いす・介護用ベット及び自立生活支援となるシルバーカーを貸し出します。
- ② 家庭で不要となった日常生活用具（子育て用具・介護用具等）の寄附物品をホームページへ画像紹介し、閲覧による使用希望者との円滑なリユースサイクルを実施します。

(6) 福祉安心電話サービス事業

在宅で生活する高齢者世帯等を対象に、電話回線を使用する福祉安心電話機器を設置し、緊急時における安心・安全の確保とふれあい電話による孤独感の解消を図ります。また、近隣に住む協力員や民生委員等の関係者による支援ネットワークを築きます。

- ①利用者及び協力員等へ定期的にネットワーク確認の呼びかけ
- ②利用者宅の定期訪問の実施
- ③安否確認と困りごと確認を目的とする「ふれあい電話サービス」の実施

(7) 日常生活自立支援事業

認知症や知的・精神障がい等により、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助と日常的金銭管理・書類等の預かり支援を行います。また、基幹的社協「あっぷるハートとわだ」として、管内社協、民生委員・児童委員、関係機関、団体・施設等との連携強化を図ります。

(8) 成年後見事業

地域住民の能力低下後の生活において、成年後見制度を活用することで本人の利益を保護し安心した生活が継続できるよう、法人として後見人受任をします。

- ①後見人受任
- ②後見支援員の養成・活用
- ③成年後見制度についての普及・啓発活動、制度活用のサポート

(9) 福祉サービス苦情解決第三者委員設置事業

本会が提供する各種福祉サービスの利用者からの苦情を適切に受付し改善・解決するため、第三者委員会を設置します。また、住民が各種の福祉サービス・社会福祉施設等を利用している中で、苦情がある場合は県の運営適正化委員会へつなげます。

(10) フードバンク・サポート事業

困窮状態にある要援護者を対象に、一時的な救済支援策として最低限の食事を現物で給付し危機回避を図ります。

(11) 十和田市意思疎通支援者派遣事業

聴覚・言語機能及び音声機能等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障のある方々を対象に、手話通訳者及び要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

(12) 障がい者生活情報誌発行事業

障がい者の生活支援となるよう、市内の福祉サービスや生活支援情報を提供する情報誌「カラフル」を発行します。また、ホームページの閲覧も可能とします。

2 地域づくりの推進

共に支え合う地域づくりを目指します。

市民一人ひとりが福祉を理解し、みんなで支え合い、誰もが安全・安心に暮らすことができる地域づくりを推進するため次の事業を実施します。

(1) 夏休み寺子屋事業 " 児童の見守りある居場所づくり "

児童の夏休み期間に、地域のボランティアの見守りによる " 遊び・学び・伝え " を提供し、児童の健全育成と子育て支援を行います。

◇実施 2 小学校区

◇連携 十和田地区更生保護女性会・東小学校区寺子屋実行委員会

(2) 高齢者健康体力維持支援事業

高齢者の健康寿命を延ばすよう、心身の健康・体力の維持増進のため、ふれあいのあるスポーツ交流会を実施します。

◇連携 十和田市老人クラブ連合会

(3) ふれあい・いきいきサロン事業

一人暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがち・話し相手がいない・寂しいという不安や悩みのある方々に、地域の集会所等の身近な場所を活用し、仲間づくり出会いつくりとなるサロンを実施します。

◇実施 35 地区（新規 5 地区含む）

(4) 元気世代ネットワーク構成員の集い事業

地域で活躍する介護予防層世代のネットワークを拡張するよう、情報交換とふれあい交流を目的とする研修会を実施します。

◇開催予定 2 月

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(5) 地域福祉ほのぼの交流事業

高齢や障がい等を理由に見守りの必要のある方々を対象に、地域のボランティアが主体となる住民同士の見守り支え合いの訪問活動を実施します。

(6) ゆめ色フェスティバル事業（第 37 回大会）

障がいの有無や年齢・性別を問わず、一堂に集うふれあい交流会により、障がい者への理解と社会参加を促進します。

◇開催予定 11 月 11 日（土）

◇開催場所 サン・ロイヤルとわだ

(7) 手話を学ぶ機会の提供事業

手話を学ぶ機会を提供し、聴覚障がいへの理解を深めるとともに障害者福祉の充実を図ります。

◇開催予定 6 月以降 計 8 回程度

◇開催場所 市民交流プラザ トワーレ

(8) 十和田市社会福祉大会事業

社会福祉関係者及び一般市民の参加により、社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰・感謝する式典の開催とともに、社会福祉の今日的課題についての講演等とおし、社会福祉実情を見つめる機会とします。

◇開催予定 10月20日(金)

◇開催場所 市民文化センター 大ホール

(9) 十和田市生活支援体制整備事業

高齢者の生活支援・介護予防サービスの充実を図り、地域における多種多様な生活課題や福祉課題の改善解決を目的とする体制づくりを推進するとともに必要な支援ネットワークを構築します。また、地域生活において住民が支え合う必要性の普及啓発のために研修会等を開催します。

(10) 発達障がい理解の事業

発達障がいに対する理解を深め、地域により多くの理解と見守りの体制を整備することを目的に、障がいの疑似体験や講話を行います。

◇開催予定 7月・9月

◇開催場所 市内小学校

(11) 子育て支援リユース事業 " みんなのクローゼット "

不要となった児童の衣類や学用品などを、必要としている方へ有効活用してもらえよう、市内社会福祉法人の連携を持って、リユースサイクルを実施します。

◇配分予定 6月・9月

◇配分場所 市民交流プラザ トワーレ等

※仮) 親子ふれあい縁日事業

地域でのつながりや見守りの中で、安心安全を実感する子育て支援となるよう親子参加を目的とする、集合参加型支援事業の実施へ向けて取り組みます。

3 人づくりの推進

地域で福祉を支える人づくりを目指します。

地域の福祉活動をより一層推進するため、豊かな知識と経験を持った人材や福祉・ボランティアに関心のある人材を活用し、地域福祉を担う人材の確保に努めるため次の事業を実施します。

(1) 福祉教育推進事業

地域や企業・学校等からの社会福祉やボランティア活動に関する理解を深めたいという希望に対し、障がいの疑似体験や講話を行います。

(2) ほんわかハート展事業

福祉に関する作品コンクール " ほんわかハート展 " を開催し、小・中・高校生を

対象に、福祉への理解と関心を高めるよう、「作文」「絵画」「ポエム」「写真」「書道」の作品募集を行います。

(3) 中学生ボランティアスクール事業

中学生へボランティア活動や福祉体験学習をとおり、人の役に立つ喜び、支え合い・助け合い、共に生きることの大切さを実感すること、また、地域にある社会資源に関心をもっていただくことを目的に開催します。

◇開催予定 7月

(4) 福祉教育インストラクター養成派遣事業

社会福祉やボランティアに関心のある方々を対象に、福祉教育推進業務を補助するインストラクターを研修会で養成し、福祉教育推進の事業に派遣します。

◇開催予定 養成研修会 5～6月

◇開催場所 市民交流プラザ トワーレ

(5) お話しボランティア派遣事業

在宅高齢者、障がい者等で、話し相手が欲しいという方へ、話し相手となるボランティアを派遣し、孤独感の解消を図ります。

(6) ボランティア・市民活動事業

ボランティア・市民活動団体の支援や福祉教育を推進するとともに、ボランティアセンター（災害時ボランティアセンター含む）の運営充実を図るため、次の事業を実施します。

①器具・機材の貸出

②ボランティア活動保険料の一部助成

③ボランティア活動に関する登録斡旋と連絡調整

④ボランティア活動に関する調査研究

⑤収集ボランティアの啓発

⑥各種助成事業の情報提供

⑦ボランティア団体の育成を図るため活動経費の一部助成

⑧災害ボランティアセンターの運営

・災害救援ボランティアネットワークの構築

・ボランティアコーディネーターの養成

・市及び県総合防災訓練等との協働

・災害救援ボランティア活動研修会の開催

◇開催予定 2月

◇開催場所 市民交流プラザ

⑨ボランティア車輛の貸出

(7) 十和田市介護支援ボランティア事業

60歳以上の高齢者の介護予防・日常生活支援として、ボランティア活動による社会参加を促進するため、ボランティア活動の入門研修と活動者登録・活動先の紹介・活動後の付与ポイント管理等を行います。

※福祉を支える人づくりを目的に、本会実施の各種事業をボランティア活動の場、体験の場としてもらえるよう、市民参加を呼びかけ、福祉人材育成の機会とします。

4 協力・連携・協働の強化

(1) 関係行政との連携協働

高齢者や障がい者等の虐待・社会的孤立・ひきこもりやニート・ひとり親・子どもの貧困問題等の福祉課題や生活課題、さらに成年後見制度利用支援等、市の実施する各種事業と協働するよう取り組みます。また、市地域福祉計画及び本会が推進する地域福祉活動計画が円滑かつ効果的に機能するよう協働します。

(2) 地域包括支援センターとの連携協働

高齢者の介護予防やサービス提供、日常生活の安定のための連携を図り、協働支援により高齢者福祉を増進します。

(3) 十和田市民生委員児童委員協議会との連携協働

地域住民の身近な相談役・支援者である民生委員・児童委員との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※ふれあい相談所事業・各種資金貸付事業

(4) 十和田市町内会連合会との連携協働

住民生活の拠点である地域の町内会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※生活支援体制整備事業

(5) 十和田市老人クラブ連合会との連携協働

高齢者の日常生活の安定充実のため老人クラブ連合会との連携を図り、高齢者が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※高齢者健康体力維持支援事業

(6) 十和田地区更生保護女性会との連携協働

住み良いまちづくりのため更生保護女性会との連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。また、相互の活動が活性化するよう協働の事業に取り組みます。※十和田市社会福祉大会事業・夏休み寺子屋事業

(7) 十和田市連合婦人会との連携協働

住み良いまちづくりのため連合婦人会との連携を図り、住民が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※ゆめ色フェスティバル事業

(8) 十和田市手をつなぐ育成会との連携協働

知的障がい者とその家族の日常生活の安定充実のため手をつなぐ育成会との連携を図り、障がいのある方と家族が安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※ゆめ色フェスティバル事業・発達障がい理解の事業

(9) 十和田市内社会福祉法人との連携協働

地域福祉の充実安定のため福祉課題の改善となるよう社会福祉法人間の連携を図り、誰もが安心して生き生きと暮らせる地域社会づくりを目指します。※子育て支援リユース事業

5 福祉サービス利用者等の個人情報の保護

本会において把握する福祉サービス利用者等の権利利益を守るため、個人情報の有用性に配慮し、厳格な管理体制のもと個人情報を保護します。

6 歳末たすけあい運動

赤い羽根共同募金運動の一環として、歳末期に寄せられる募金を活用し、支援を必要とする人たち（高齢者・障がい者・子ども・福祉サービスを必要とする方等）が、地域で孤立することなく安心して暮らせるよう、福祉のまちづくり活動に役立てます。

7 組織基盤の強化

社会福祉法人の責務に則り、社会福祉協議会の果たすべき役割に基づく、機能的・効果的な事務執行体制の整備と業務改善を図ります。また、財務規律の厳格化、自主財源確保を行い組織基盤の強化へ取り組みます。

(1) 事務執行における内部けん制体制

①全職員は各種事業における現金取扱の内部けん制マニュアルに基づく、厳格な取扱処理を遂行します。また、均一公平なサービス提供となるよう内部のけん制機能を高めます。

②内部監査の実施（年3回 5月・10月・2月）

(2) 多様な参画による会員組織

正会員及び特別会員拡大のために可能な機会をとおり、地域福祉推進の重要性

の周知に努めます。

(3) 役員体制の強化

理事・監事及び評議員が、事業計画・事業進捗状況、及び実績報告の理解を深められるよう明瞭な説明・周知に努めます。また、必要な事業課題の検討会議へ参画を依頼します。

(4) 機能的・効果的な事務局組織

①組織力の更なる向上を図るため、人材育成基本方針に基づき、職員研修を体系的かつ計画的に実施します。

②職員が業務を重層的に処理できるよう、各種事業のマニュアルに基づく学習の機会を設けます。

(5) 安定的・持続的な財源確保

補助金等、公的財源に頼らない事業を積極的に実施するとともに、チャリティイベントの奨励等を実施します。

(6) 法令遵守の組織運営と財務規律の強化

公益性ある社会福祉法人として、法令に合致するよう努めるとともに、適正かつ公正な支出管理及び関係書類の開示を行います。

◇定款、計算書類、現況報告書、役員名簿、事業計画書、事業報告書等のホームページによる公表

(7) 地域福祉活動計画の進行管理

令和4年度から令和8年度までを期間とする第二期地域福祉活動計画の必要な見直し修正を図り、社会福祉情勢、住民ニーズ、市及び関係機関等の期待に合致するよう進行管理に努めます。

(8) 経費の縮減と事務処理の効率化

職員一人ひとりのコスト意識を高め、経費節減と効率・効果の向上に努めます。

(9) 事業評価の実施

各種事業・業務の定期評価により、成果・効果、効率を確認し、事業の必要な改善を図ります。

※市民理解を深めるため、本協議会情報を必要とする場合にいつでも得られるようホームページの充実を図ります。また、フェイスブックによりスピーディな情報発信に努めます。